

## 公告第 197 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7 年 7 月 8 日

郡山市長 椎根 健雄

### 第 1 業務概要

- 1 業務名 郡山市東部地区新モビリティサービス社会実験業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで
- 4 提案上限金額 ￥5,071,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 郡山市内に本店、支店又は事業所を有する者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 3 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 6 国税及び郡山市税を滞納している者でないこと。

### 第 3 郡山市東部地区新モビリティサービス社会実験業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/152565.html>

### 第 4 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市都市構想部総合交通政策課企画係

電話 024-924-3721 ファクシミリ 024-938-2720

メールアドレス sougoukoutuu@city.koriyama.lg.jp

### 第 5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和 7 年 8 月 4 日（月） 17 時 15 分まで（必着）
- 2 提出場所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号  
郡山市都市構想部総合交通政策課（郡山市役所本庁舎 3 階）
- 3 提出方法 郵送又は持参にて提出

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、令和7年8月4日（月）17時15分までに到着したものを有効とする。

## 第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## 第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 郡山市東部地区新モビリティサービス社会実験業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱（令和7年7月2日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。  
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
  - (1) 事業者名
  - (2) 契約候補者名及び次順位者名
  - (3) 各参加者の評価点
  - (4) 審査の経過及び審査委員

## 第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。  
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 委託料の支払いについては、発注者は、全ての業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

## 第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 3 提出された書類は返却しない。
- 4 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）及び実施要領による。